

「一般法人法施行規則の改正案」に対する意見書

1 具体的な意見

- (1) 改正規則案のうち第12条(補欠の役員の選任)、第19条(報酬等の額の算定方法)、第61条(補欠の役員の選任に関する規定の準用)、第66条(清算人設置法人以外の清算法人の業務の適正を確保するための体制)、第67条(清算人会設置法人の業務の適正を確保するための体制)、第76条・第79条・第82条(いずれも計算書類に関する事項)および第87条の登記関係については、一般法人法の改正に伴う形式的なものであり、異論はない。

- (2) 第13条ならびに第14条は、法人の業務の適正を確保するための体制(以下単に「ガバナンス体制」とよぶ。)に係わるものであり、第34条はそのガバナンス体制を事業報告の内容とする場合に、従前は「その決定又は決議の内容の概要」のみであったものに、「当該体制の運用状況の概要」を加えたものであり、いずれの改正も会社法施行規則の改正案と同一の内容とするための改正案である。

これらはいずれもガバナンス体制の充実をはかるために改正されるものであり、その趣旨や改正の方向に基本的には異論はない。

- (3) しかしながら、ガバナンス体制の具体的あり方は、会社と一般法人においてそれぞれの法人格の立法の趣旨から、自ら差異があつて然るべきであつて、一般法人において会社と全く同一の体制をとらなければならない必然性はない。

特に一般法人においては、株式会社と比較して人員や資金や事業規模等に関しては一般的には弱小であり、株式会社と同列で扱うことにやや無理がある。従つて基本的な解決のためには、会社法におけると同様小規模法人向けの法人類型を設ける必要がある。

ただ現行法においては、一般法人法制は株式会社法制と類似のもののみが作られていることから、ガバナンス体制においてもそれと類似のものとならざるを得ないと考えられるが、その解釈や運用において、出来る限り一般法人に適したものとする必要がある。

従つて一般法人法施行規則における上述(2)のガバナンス体制の改正条項についても、基本的には諒としつつも、一般法人向けの簡略化やその運用についての配慮を希望する。

なお、抜本的には小規模法人向けの法人類型を一般法人法内に設け、株式会社とは異なった法制とすべきである。

以上

平成26年12月24日

公益財団法人 公益法人協会
理事長 太田 達男